



新婚さんの

【紀宝町結婚新生活支援補助金】

新生活を支援します



～新婚世帯の新居住居費・引っ越し費用の補助を行っています～



対象となる人

以下の条件を全て満たした世帯が対象です。

- ①平成31年1月1日から令和2年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること
- ②対象となる住居が町内にあること
- ③夫婦の合計所得が340万円未満
(1人の場合だと給与年収が490万円程度まで。
結婚を機に離職した場合は「所得なし」とする。)
- ④他の公的制度の家賃補助等を受けていないこと



補助額

新生活を始めるにあたり、必要となる住居費と引っ越し費用を合わせた額

1世帯当たり上限 30万円



対象となる経費

◎ 住居費

結婚を機に住居を購入、または、住居を借りるための費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金など

◎ 引っ越し費用

引っ越し業者への支払いなど



申請期限

令和2年2月28日(金)まで



申請方法

次の書類を企画調整課まで提出してください。

- ・紀宝町結婚新生活支援補助金交付申請書
※企画調整課窓口、町ホームページで取得できます。
- ・所得証明書(又は離職日が確認できる書類)
※平成31年1月1日時点で住んでいた市町村で取得できます。(有料)
- ・婚姻日が確認できる書類(戸籍謄本、婚姻証明書等)
- ・住宅の売買契約書(購入の場合)
- ・住宅の賃貸借見積書又は契約書(賃貸借の場合)
- ・住宅手当支給証明書(賃貸借の場合)
※企画調整課窓口、町ホームページで取得できます。
- ・対象経費の領収書
※対象期間は、平成31年4月1日から令和2年2月28日までとなります。
- ・貸与型奨学金の返還額がわかる書類(該当する場合)



お問い合わせ先

紀宝町役場企画調整課

TEL: 0735-33-0334